

業務委託費内訳書の取扱いについて（令和4年5月11日付け4行革（行）第48号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 省略</p> <p>2 適用時期            令和 <u>6年</u> 6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの</p> <p>3 適用方法  <u>全ての業務委託で、原則、「業務委託内訳書」の提出を求めないこととする。</u>  <u>ただし、予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件については、引き続き、「業務委託内訳書」の提出を求める。</u></p> <p>4 <u>内訳書様式等の取扱い</u>  <u>予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件は、県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付）し、提出を求めること。</u></p> <p>5 内訳書の有効・無効の判断            当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。</p>	<p>1 省略</p> <p>2 適用時期            令和 <u>4年</u> 6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの</p> <p>3 適用方法  <u>【予定価格が500万円を超える業務委託】</u>  <u>1) 予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件</u>  <u>・県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付）</u>  <u>2) 上記以外</u>  <u>・入札参加者の任意様式</u>  <u>【予定価格が500万円以下の業務委託】</u>  <u>・入札参加者の任意様式</u></p> <p>4 内訳書の有効・無効の判断            当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。</p>

業務委託費内訳書の取扱いについて の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(R 6 . 6 ~)</u></p> <p>1 提出対象業務委託（<u>令和6年6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える建設工事に関する調査、測量及び設計業務（入札公告又は指名通知に業務委託費内訳書の添付があるもの）</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 業務委託費内訳書の様式、記載内容</p> <p style="padding-left: 2em;">入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書的设计内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、金額が記載されていないなど業務委託費内訳書に別表に該当する不備があるときは、業務委託費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p><u>(R 4 . 6 ~)</u></p> <p>1 提出対象業務委託（<u>令和4年6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの。</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>建設工事に関する調査、測量及び設計業務。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 業務委託費内訳書の様式、記載内容</p> <p style="padding-left: 2em;">入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書的设计内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、金額が記載されていないなど業務委託費内訳書の記載内容に不備があるときは、業務委託費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>
別表	
1 業務委託費内訳書が未提出である	<u>(1) 業務委託費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合</u>

と認められる場合  
(未提出であると  
同視できる場合を  
含む。)

(2) 業務委託費内訳書とは無関  
係な書類である場合

(3) 他の業務の業務委託費内訳  
書である場合

(4) 白紙である場合(業務委託  
費内訳書に全く記載がない場合  
を含む。)

(5) 業務委託費内訳書に押印が  
ない場合  
(電子入札システムにより業務  
委託費内訳書が提出された場  
合を除く。)

(6) 業務委託費内訳書が特定で  
きない場合  
(複数の業務委託費内訳書が提  
出されている、他の業務の業  
務委託費内訳書が含まれる場  
合等)

2 入札金額が業務委託費内訳書の業務価格(税抜業務  
委託料)と一致しない場合

3 その他の不備により適正な見積りがなされていない  
と判断される場合